

グループホーム 秋桜

介護予防認知症対応型共同生活介護サービス事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上溝緑寿会が開設するグループホーム秋桜（以下「事業所」という。）

が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は、認知症の状態にある要支援状態の高齢者（以下「ご利用者」という。）が、少人数で馴染みの関係の中で、心身の状態を穏やかに保ち、安心してその人らしい生活を職員とともに送り、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを出来るよう、適正な介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、ご利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることのできるよう、「人生はいつでもあなたが主役です。～住み慣れたところその人らしく生活することをお手伝いします。」を基本理念として、下記のことを大切にされた援助を心がけていきます。

- (1) 生活の継続…慣れ親しんだ家具に囲まれ、今までの生活習慣が継続できる
- (2) 自立支援 …持っている力を発揮し、出来ることは自分で行う。
- (3) 自己決定権の尊重…豊かなコミュニケーションと意思の尊重
- (4) 人権の尊重…自由と個人の尊厳を守る
- (5) 社会とのつながり…地域の方々との交流

上記のことを達成するために次の点を特に留意した事業運営を行います。

1. ご利用者の一人ひとりの人格、名誉およびプライバシーを最大限尊重し、ご利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう援助します。
2. ご利用者一人ひとりの介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」とします。）を作成し、一人ひとりの状態にあわせて援助します。
3. 援助の実施にあたっては、相模原市、地域の保健医療福祉サービス事業者、地域住民またはそのボランティア活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

4. 介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもってサービスを提供します。
5. 定期的に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図ります。

(事業所の名称と所在地等)

第3条 この事業所の名称と所在地は次のとおりです。

- (1) 事業所の名称 グループホーム秋桜
- (2) 所在地 相模原市中央区上溝3172番地1
- (3) 定員数 1Fユニット 9名 2Fユニット 9名 合計18名
- (4) 居室数 1Fユニット 9室 2Fユニット 9室 合計18室
- (5) 居室面積 11.17㎡

第2章 職員（従業者）の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容職員の配置)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 職種及び職務内容

1. 管理者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

2. 計画作成担当者

ご利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切に援助できるよう、ご利用者の心身の状況、ご希望及びその置かれている環境をふまえて介護計画の作成及び変更を行います。

3. 介護職員

ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護計画に基づき、ご利用者を援助します。

(2) 職員数及び資格等

1階ユニット

職 種	資 格 等	常 勤		非 常 勤
		専 従	兼 務	
管理者		0名	1名	0名
計画作成担当者		0名	1名	0名

介護職員		4名	2名	4名
------	--	----	----	----

2階ユニット

職種	資格等	常勤		非常勤
		専従	兼務	
管理者		0名	1名	0名
計画作成担当者	介護支援専門員	0名	1名	0名
介護職員		5名	1名	3名

第3章 事業の内容及び利用料その他の費用の額

(サービス利用開始時の内容および手続きの説明・同意)

第5条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始に際しては、あらかじめ、ご利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者などの勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明をおこない、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

(受給資格などの確認)

第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の際は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定などの有効期間を確かめます。

(介護内容)

第7条 事業所は、ご利用者に対して共同生活を送る住居を用意し、入浴・排泄・食事その他日常生活の援助、ご利用者の趣味嗜好に応じた活動の支援その他、共同生活介護を適切に提供します。

(利用料金等)

第8条 この事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、別表料金表の通りとします。

2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得て、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けます。
3. 利用料の支払は、現金又は銀行口座振込、あるいはあらかじめ指定を受けた金融機関の口座からの引き落としにより、指定期日までに受けることとします。

第4章 入居にあたっての留意事項等

（入居にあたっての留意事項）

第9条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護のご利用にあたっての留意事項は次のとおりです。

- (1) 入居にあたっては、要支援認定状況（要支援2）と、主治医の診断書（伝染病・感染症の有無記載）等に基づき、認知症であることを確認します。
感染力の強い疾病に罹患している場合には、その疾病が完治するまで、ご入居をお断りすることがございます。
- (2) ご利用者及びご家族は入居にあたっては下記事項に留意してください。
 - ・ご利用者は、健康保持に努めて下さい。もし、健康状態に異常がある場合にはご本人及びご家族とご相談の上、医療機関を受診していただきます。
 - ・浴室を利用する際には、その旨申し出て下さい。
 - ・定められた場所及び時間以外に喫煙及び飲酒はしないで下さい。
 - ・けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけないで下さい。
 - ・第10条及び第11条で定める災害、非常時の対応に可能なかぎりご協力下さい。
- (3) 事業所は介護保険施設、医療機関、福祉団体等と連携して緊急時の処置や必要な援助を行います。
- (4) ご利用者または他の入居されている利用者等の生命または身体の保護のために、緊急もしくははやむを得ない場合を除き、事業所は身体的拘束その他の行動制限は行いません。

第5章 非常災害及び緊急時等における対応方法

（非常災害対策）

第10条 天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

2. 非常災害に備え、年2回以上定期的に避難訓練を行います。

(ご利用者の体調急変時等の対応)

第11条 ご利用者の体調の急変または事故が発生した場合は、速やかに主治医あるいは協力医療機関、ご家族等に連絡し、適切な措置を講じます。状況により救急対応させていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

2. 管理者は、緊急時の対応マニュアル及び緊急連絡表を整備します。

第6章 業務継続計画の策定等

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での業務継続を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2. 介護予防認知症対応型共同生活介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第7章 その他運営に関する重要事項

(記録の保存及び開示)

第13条 事業所は、ご利用者に対する援助した内容などの指定認知症対応型共同生活介護の記録作成し、5年間保存します。

2. 事業所は、作成した記録その他ご利用者に関する情報が記載された帳簿等をご利用者あるいはご家族の請求に応じてこれを開示します。

(個人情報守秘)

第14条 この事業所およびその職員は、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者または、
家族の秘密を第三者に漏洩しません。この守秘義務はご利用者の退去後も継続します。

2. 事業所の職員は、退職後も前項に規定を遵守する旨の契約を事業所と締結します。

(苦情処理)

第15条 提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関わるご利用者及びご家族からの
苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

2. 事業所は提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関わるご利用者及びご家族からの苦情に対しての相談とその内容について記録を作成し、5年間保存します。
3. 事業所は提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関わるご利用者及びご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために苦情受付窓口を設置します。
4. 事業所は提供した指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(虐待防止)

第16条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、
その結果について、介護予防認知症対応型共同生活介護従事者に周知します。

2. 虐待の防止のための指針を整備します。
3. 介護予防認知症対応型共同生活介護従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施します
4. 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置
きます。

(事故発生時の対応)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者に事故が発生した場合には、速やか
に市町村、ケアマネージャー、利用者家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置

を講じます。

2. 事故および事故に際して採った処置について記録します。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。

(衛生管理)

第18条 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型共同生活介護従事者に周知をします。

2. 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
3. 介護予防認知症対応型共同生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとします。
4. 介護予防認知症対応型共同生活介護従事者に対し、感染の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(研修)

第19条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとします。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた随時の外部派遣研修
- (3) 検討会議等 カンファレンス会議 (月1回) ケース検討会議 (随時)

(この運営規程の改正手続き)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

2. この規程の改正は、社会福祉法人上溝緑寿会理事長が、評議員会と理事会の承認を得て決定します。

(附則)

この規程は、平成18年3月1日から施行します。

この規程は、平成18年3月31日から施行します。（1ユニットから2ユニットへの変更）

この規程は、平成18年4月1日から施行します。（制度改正に伴う料金表の改訂）

この規程は、平成24年3月1日から施行します。（職員の員数の変更）

この規程は、平成24年4月1日から施行します。（制度改正に伴う料金表の改訂）

この規程は、平成26年4月1日から施行します。（制度改正に伴う料金表の改訂）

この規程は、平成27年4月1日から施行します。（制度改正に伴う料金表の改訂）

この規程は、平成27年10月1日から施行します。（料金表の改訂）

この規程は、平成28年1月1日から施行します。（職員体制の変更）

この規程は、平成28年3月3日から施行します。（職員体制の変更）

この規程は、平成30年3月1日から施行します。（職員体制、事故発生時の対応の変更）

この規程は、令和1年10月1日から施行します。（料金表の改訂）

この規程は、令和3年4月1日から施行します。（制度改正に伴う料金表の改訂）

この規定は、令和6年4月1日から施行します。